

農協と部落組織

穴見 博

一 課 題

本稿の課題は二つある。ひとつは、農協による部落組織の育成、という問題をめぐって一般的に考察することである。

もうひとつの課題は、農協による部落組織育成の個別的事例とみなしうる、宮崎県M農協の部落農事組合復活運動を対象とし、部落農事組合の復活を可能にした条件と、この復活に關して部落共同体が示した対応のし方について考察することである。

順序としてまず第一の課題をとりあげることとするが、ここを中心据えて考察しようとするのは、農協による部落組織の育成は、現に進みつつあると見られる、部落共同体の衰退傾向

に逆らうといつてよいか、という問題である。

二 農協の部落組織育成

(一) 農協と部落の変化

農協と部落との關係については、その關係をどのようなものと考えるにせよ、農業、農村の近代化の進展とともに、農協も変化し、部落も変化するから、それに伴つて農協と部落との關係も目ずから変化することになる。

農協の変化についていえば、現在の農協は、合併による規模の拡大に伴つて、経営体としての自立化がいちじるしく進んでいる。この点は、誰もが一致して認めるところであらう。

つぎに部落の変化についてであるが、部落共同体の衰退を内容とする部落の変化が現在進行中である、という点は、これも多くの人が一致して認めるところである。もつとも、部落の変化の行方については異なる見解が見られる。ある人は、部落は右のような変化をたどりつつ崩壊に向かつて進む、と考えており、他の人は、部落は多少の変化を示しながらも、やはり残つていく、と考えている。

ところで、全国農協中央会は、昭和五六年三月に、『農協の集落組織育成の方向』という冊子を刊行し、集落組織の育成を現段階の農協の重要な施策として打ち出している。

ここで集落組織というのは、おおよそ部落実行組合のような組織を考えているとみてよいとすれば、部落組織（または集落組織）の育成という施策は、部落は崩壊に向かって進むという前者の見解にしたがう限り、これに賛同しえないものとなるであろう。

なぜならば、かりに部落が避けようもなく崩壊に向かって進むのであれば、それに逆らって部落組織を育成しようとするのは無駄なことだからである。

しかし、部落は、実際に、避けようもなく崩壊に向かって進んでいるのか。この点について検討しなければならぬが、その前に、農協の側の部落組織育成論の推移、およびその背景について見ておくことにしよう。

(二) 農協の側の部落組織育成論

全国農協中央会の内部で、部落組織の育成について初めて議論がなされたのは昭和三〇年頃のことである。これが一時中断して、昭和四〇年代に入ると、議論の中心が「作目別生産者部会の強化」というところに移っていく。そして、昭和五三年頃から再び、同様の議論がとりあげられ、その結果、前記の施策が提起されることになるのである。

こういう議論の推移の背景を見ると、部落組織育成論が中断

する時期というのは、日本の経済が高度成長をつづける時期であり、それとともに、国民経済のなかで日本農業の地位が急速に低下していく時期である。

農業の地位は低下するが、農協の方は、高度成長によりかなりながら、経営体としてほぼ順調に伸びていく。というのは、農家の土地代金や兼業収入を、農協が貯金として集めて、これを農外での資金運用にあてていく、ということが可能だったからである。だから、この時期には、農協は、部落組織の育成にあまり努力しなかった。または、努力してみたが、思うようにいかなかった、という面もあるかもしれない。

とかくするうちに、高度成長が終わって、農協はこれまでのように経営体として順調に伸びていくのが難しくなる。こういう状況のなかで、農協は、再度、部落組織の育成に関する議論をとりあげていくこととなるのである。⁽¹⁾

ところで、全国農協中央会が昭和五六年に打ち出した施策では、部落組織と作目別生産者部会との関係についてどう考えているか。この点に関しては、「農協は、こんごこの二つの組織の育成と、集落の段階における両組織の協調関係の確立に力をそそぎ、集落をよりどころとして両組織の相互補完的な一体的活動が展開されるように努める」⁽²⁾うんぬん、とのべている。

問題となるのは、まさに、「両組織の協調関係の確立」や、

「両組織の相互補完的な一体的活動」はいかにして可能か、ということであるが、右の施策は、この点について何も説明するところがない。あるいは、これらの問題は末端の農協の実践によって解決されるしかない、と考えているのかもしれない。

さて、部落は実際に避けようもなく崩壊に向かつて進んでいるのか。以下に項を改めて、この問題について検討することにする。

注(1) 農協の部落組織育成論の推移と背景については、主

として斎藤仁氏の見解に依拠した(農村組織研究会編『むらと農協』、農林中央金庫調査部研究センター、昭和五四年、一四七―一五二頁)。

(2) 全国農業協同組合中央会『農協の集落組織育成の方向』(昭和五六年)、九四頁。

三 部落実行組合の解消と 部落共同体の衰退

(一) 部落実行組合の解消

部落の実際の変化については、第1表に示すように、最近、部落実行組合のない集落が全国的にいちじるしく増加しつつある、という点に注目しなければならない。⁽¹⁾

ところで、実行組合のない集落が増加するというのは、いうまでもなく、全国各地域の集落で実行組合の解消が確実に進ん

でいる、ということにほかならない。

実行組合の解消過程のモデルを作つて考えると、組合の解消は、つぎにのべる三つの段階を経て進行する。

第一段階では、農家の兼業化の進展や農産物の選択的拡大に伴う農協の作目別生産者部会の組織化などによって、商品経済への対応にかかわる実行組合の本来的機能が次第に低下し始める。実行組合の本来的機能というのは、商品経済に対応するのに個々の農家では足りないところを、部落内農家の共同の力によって補完する、という機能である。

実行組合の本来的機能が低下する。しかし、組合は、組織としてはまだ解消されないで存続するのである。その事例として、長崎県西彼杵郡S町M部落をあげよう。

M部落は、昭和五〇年の数字を見ると、農家数が五八戸、耕地面積は七二ヘクタール、うち四分の一が水田、四分の三が畑(果樹園を含む)である。

もともとこの部落では、どの農家も、水田には米を作り、畑には甘しよと麦を作っていた。そして、部落内農家の、こういう共通の経営形態にもとづいて、実行組合(むらの人は生産組合と呼んでいる)の活動が行なわれていた。

ところが、昭和三〇年頃から畑にみかんが植えられるようになり(昭和三五年と五〇年をくらべると、果樹園が一ヘクタ

第1表 実行組合の範囲との関係別農業集落数

		昭和45年				昭和55年			
		農業集落数	実行組合が農業集落の範囲と一致する	両者の範囲が一致しない	部落実行組合がない	農業集落数	実行組合が農業集落の範囲と一致する	両者の範囲が一致しない	部落実行組合がない
全	国	142,699	99,451	33,776	9,472	141,667	92,671	31,036	17,960
北	海	7,493	4,959	2,030	504	7,177	4,516	2,117	544
都	府	135,206	94,492	31,746	8,968	134,490	88,155	28,919	17,416
東	北	17,560	10,975	4,179	2,406	17,514	10,974	4,106	2,434
北	陸	11,209	9,672	1,136	401	11,110	9,501	1,033	576
関	東・東	26,077	17,197	8,196	684	26,035	17,083	7,155	1,797
東	海	12,624	9,582	2,348	694	12,579	9,563	2,008	1,008
近	畿	12,087	10,037	1,056	994	11,919	9,393	1,001	1,525
中	国	19,963	12,234	5,271	2,458	19,930	12,433	5,722	1,775
四	国	11,034	7,883	2,546	605	10,965	4,735	1,774	4,456
九	州	24,652	16,912	7,014	726	24,438	14,473	6,120	3,845

注：農林省統計調査部『1970年世界農林業センサス農業集落調査報告書』、および農林水産省統計情報部『1980年世界農林業センサス農業集落調査報告書』により作成。

ールから三九ヶタールに増加している。その大半はみかん園と見てよい。かつ、みかん農家は農協のみかん部会に組織されることとなり、実行組合の活動量が縮小するのである。

しかし、M部落では、残った普通畑に、農家の多数が秋はれ

いしよを植えている。そして、実行組合は、ばれいしよ生産量のうち一定量（二～三割程度、といっても、農協に出荷した残り、というわけではない）を商人に出荷するなどの独自の活動を行ないつつ、その組織を存続させている。

つぎに、実行組合解消の第二段階に話を移すと、この段階では、実行組合の本来の機能がさらに低下し、それまでは部落会と別に、独立的に組織されていた実行組合が、名前だけ残して部落会に統合されてしまうのである。

後で再びのべる機会があるが、宮崎県南宮崎郡K町では、最近まではどの部落も、部落会の区長が実行組合（むらの人は農事組合と呼んでいる）の組合長を兼ねる形をとっていた。しかし、実際には実行組合は名目的な組織といつてよいもので、こういうしくみが昭和五四年頃までつづくのである。

つぎに、実行組合解消の第三段階についてのべよう。

第三段階に入ると、実行組合の本来の機能がいつそう低下し、名前だけ残っていた実行組合も解消されてしまうのである。

例えば、鹿児島県日置郡I町I部落について見ると、ここでは、部落固有の組織として設置されているのは、ただひとつ部落会のみという結果になっている。

I部落は、昭和五六年現在で、世帯数三四戸、うち農家数三二戸、農家一戸当たり耕地面積五六アールという小さな部落であるが、部落会の役員は、公民館長一人、会計一人、納税部長一人、運営委員三人となっている。なお、その外に隣保班が三つあって、各班から一人ずつ班長が選ばれている。

さて、この部落では、以前、部落会のなかに産業部を設置し

ていた。この産業部は、戦前の部落実行組合の名残りを示す機構であったとみられるが、一〇年ほど前に解消されてしまった。産業部解消の理由について、公民館長に聞いたところによると、以前は農家の大半がだいこんなど共通の作物を作っており、産業部固有の仕事があった。その後、みかんを作る人、すいかを作る人、というように農家が分れ分れになり、またそれに応じて、作目別に農協の生産者部会がつくられたので、産業部も解消されることになるのである。

さて、実行組合の解消は、モデルを作って考えると、右のべた三段階を経て進行するが、では、実行組合の解消によって、部落共同体はどのような影響を受け、どのように変化するのか。項を改めて、この点について考えてみることにしよう。

(二) 部落共同体の衰退

そもそも部落実行組合というのは、部落内の全農家、または多数農家の組織であり、商品経済に対応するのに個々の農家では足りないところを、部落内農家の共同の力によって補完する、という目的のためにつくられる。

この実行組合という組織が全国的に普及するのは、大正末期から昭和初期にかけての時期であって、この時期以降、一般にわが国の部落共同体は、部落会と部落実行組合とを基本的な構

成要素とする複合的組織体の形態をとるものとなる。⁽²⁾そして、この形態が戦後にもひきつがれることとなるのである。

ところで、実行組合がこのように、部落共同体のなかで部落会と並ぶ基本的な組織として位置づけられるのは、つぎのような二重の役割によってであると考えられる。

すなわち、実行組合は、個々の農家の商品経済対応を、むら仲間の共同活動によって補完する、という役割を果たすが、他面ではこのような共同活動に媒介されつつ、農家のむら仲間意識が再生され、むら仲間としての結束が強められていく。だから実行組合は、単に個別農家の商品経済対応に役立つというだけでなく、部落内農家のすべてをむら仲間として結束させ、部落共同体を活性化するのに役立つ、という二重の役割を果たすことになる。

さて、部落実行組合の二重の役割についてのべたが、この観点からわが国部落共同体の現況に目を向けるとすれば、何よりも注目されるのは、すでに指摘したように、実行組合のない集落が全国的にいちじるしく増加しつつある、という事実である。

右の事実の示すところによれば、実行組合の解消が各地域で急速にか緩慢にか進んでいるのであり、それに伴って、恐らくは部落共同体の組織形態も多かれ少なかれ変化しているのである。この変化の究極の姿態を示す事例として、先に紹介したI

部落をあげることができる。この部落は、部落会と実行組合とを基本的構成要素とする複合的組織体、という本来的な形態から、部落会のみから成り立つ単一的組織体の形態へと先祖返りするのである。

ところで、実行組合の二重の役割についてのべたが、それが正しいとすれば、実行組合の解消は、単に商品経済への対応にかかわる部落の独自の組織の解消を意味するだけでなく、それとともに、部落共同体の活性化に役立ってきた組織の解消をも意味するのであるから、実行組合の解消によって、当然に部落共同体の衰退傾向が早められることになるであろう。

このように見てくると、部落共同体は、実際に、避けようもなく崩壊の道をたどりつつあり、したがって、こういう状況のなかでは、農協による部落組織の育成も成功の見通しが非常に少ない、といわざるをえないように思われる。

しかし、部落共同体は崩壊するしかない、と断定してよいであろうか。農業、農村の近代化が進むにもかかわらず、あるいは、近代化が進むからこそかえって、部落組織の復活を可能にする条件が生じるばあいがある、といえないであらうか。こういう条件が生じるとすれば、農協が働きかけて部落組織を育成しようとするのは無駄なことではない、といつてよいことになる。

また、先に第1表を掲げて、最近実行組合のない集落がいちじるしく増加している点に注目しておいたが、この表は、他面では、実行組合をそなえた集落が、全国の数字で見て九割近くも存在する、という事実を明らかに示している。

この事実注目するならば、まだ多くの部落共同体が部落実行組合の根強い活動に支えられつつ、その衰退を喰い止めているか、または緩和している、と推定することも可能である。だから、部落共同体の衰退傾向は必然的であるといわざるをえないにせよ、このことから直ちに、どの部落共同体もそれがたどる道は没落と崩壊の道以外にない、と結論するのはまだ早すぎる、といつてよいと思われる。

さて、この辺で第一の課題の考察を終わり、ついで、宮崎県M農協の部落農事組合復活運動にかかわって提起されるところの、第二の課題について考察することにしよう。

注(一) 『一九七〇年センサス』と『一九八〇年センサス』

を対比し、部落実行組合のない集落の増減を、沖繩県を除く都道府県別に見ると、実行組合のない集落が増えたのは一道二府三三県、同じく減ったのは一都八県、変らないのは一県、となっている。

ところで、こういう都道府県別の時系列的対比が有効であるためには、調査の末端において実行組合の定義が明確であり、かつ、二つの年次においてこの定義

が同じであることが必要であるが、これは別途に吟味しなければならない問題であろう。

それにしても、『センサス』では、実行組合の定義は同年次において同じ、と解しうるから(『一九七〇年世界農林業センサス農業集落調査報告書』、「利用者のために」九頁、および『一九八〇年世界農林業センサス農業集落調査報告書』、「利用者のために」六頁、参照)、同年次の時系列的観察により、実行組合のない集落の全国的増加傾向を把握するのはさしつかえないであろう。

(2) 拙稿「農家小組合の諸形態」(農業総合研究所九州支所『研究資料』第三七号、昭和五六年)、一四九頁。

四 M農協の農事組合復活運動

(一) 混住化の進行と部落会の運営

九州の園芸産地に位置する宮崎県M農協は、現在、部落農事組合の復活運動にとりこんでいる。この運動の現時点での成果についてみると、同農協管内のK町のばあい、全部で二九集落のうち、昭和五六年九月現在で、二〇集落が、農協の指導にしたがって、部落会と農事組合との分離を完了している。

分離とはいふけれども、正しくは、名目的な組織であった農事組合が、農協の指導によって、実体をもつ組織として復活す

第2表 K町の農家、非農家別戸数

(単位:戸)

	世帯数 (A)	農家数 (B)	非農家数	農家率 B/A(%)
昭和45年	1,811	1,191	620	65.8
昭和55年	3,781	1,038	2,743	27.5

注. 農業センサス農業集落調査により、K町29集落のうち27集落について集計。

第3表 K町の農家率別農業集落数

年次 農家率	昭和45年	昭和55年
30%未満	2	8
30~50	2	9
50~70	8	7
70%以上	15	3
計	27	27

注. 第2表に同じ。

るのである。

このように、部落農事組合の部落会からの分離は、農協の主導によって行なわれる部落農事組合復活運動という性格をもつが、この運動の背景にあるものとして、まず、農家と非農家の混住化が進み、多くの部落において部落会の運営に困難を来している、という事情をあげることができる。

手もとの資料で、昭和四五年と五五年を対比してみると、この対比が可能な集落はK町二九集落のうち二七集落であるが、第2表に示すように、この一〇年間に非農家数が五倍近くに増えており、そのために、集落平均の農家率が、昭和四五年の六六%から五五年の二八%へといちじるしく低下している。

これを、農家率別農業集落数の変化として示すと、第3表に見るように、農家率七〇%以上の集落が、昭和四五年には一五集落あったのが、五五年には僅か三集落に減ってしまっている。ところで、K町の各部落では、先にふれておいたように、部落会と農事組合が一体の組織で、部落会の区長が農事組合長を兼ねるしくみになっていた。とかくするうちに、右に見たような混住化が進み、区長に非農家が選ばれるというケースが生じてきた。そして、区長に選ばれた非農家の側から、農家でもないのに農業関係の仕事をやらされるのか、という不満が出てきた、という。

このように、混住化が進んで部落会の運営に困難を生じたことがひとつの理由になって、部落会と農事組合の分離が促された、と見てよいと思われる。しかし、分離を促すもっと基本的な理由があるのではないか。つまり、分離が必要であったのは、K町の農業生産、とくにだいこん生産が盛んになって、部落会における農業関係の仕事量がかなり増加したからではないか。

第4表 K町の品目別農業粗生産額
(昭和55年)

順位	品 目	農 業 粗生産額	同 構 成 左 比
		百万円	%
1	だ い こ ん	805	18.7
2	米	537	12.5
3	葉 た ば こ り	478	11.1
4	き ゆ う り	465	10.8
5	肉 用 牛	270	6.3
6	漬物だいこん	243	5.6
7	鶏 卵	225	5.2
8	み か ん	149	3.5
9	ブ ロ イ ラ ー	111	2.6
10	さ と い も	109	2.5
11	日 向 な つ	87	2.0
12	豚	85	2.0
13	す い か	78	1.8
14	切干だいこん	69	1.6
15	生 乳	68	1.6
	合 計	4,312	100

注. 九州農政局宮崎統計情報事務所編『昭和55年宮崎県生産農業所得統計』(昭和56年11月)による。

そして、農業生産にかかわる右の事情と混住化の進行とが重なり合ったからこそ、部落会の運営に困難を生ずることとなったのではないか。この点にかかわって、K町を含む宮崎市周辺のだいこん生産について少し見ておくことにしよう。

(二) 宮崎市周辺のだいこん生産

K町は、九州の五二一市町村を耕地一〇アール当たり生産農業所得の高さ順に並べると、昭和四五年には、上から第七五位に位置していたが、昭和五四年には、第一二位に躍進している。⁽¹⁾

このように、K町の農業生産はこの一〇年間にかなり伸びているが、この伸びを支えるのに与つて力があつたのはだいこん生産である、と見てよさそうである。⁽²⁾

K町の昭和五五年の農業粗生産額は四三億円と計算されているが、第4表に示されるように、品目別に見ると、「だいこん」が第一位で八億円となつている。この第一位の「だいこん」というのは、第六位の「漬物だいこん」、第十四位の「切干だいこん」と区別されて計上されているから、これは生食用として出荷されただいこんを指す、と見てよいであろう。

なお、K町では、農家の人たちは、生食用として出荷されるだいこんを、漬物用、切干用と区別して、「青果だいこん」と呼んでいるので、本稿でも、これにならつて青果だいこんという言葉を使うことにしよう。

ところで、もともとK町を含む宮崎市周辺は、戦前から切干だいこんの産地として有名であつたが、最近では、昭和五五年に、「宮崎東諸地区」(宮崎市、清武町、国富町を含む)という名前で、秋冬だいこんの指定産地となつてい⁽³⁾る。そこで、右の「地区」について作成された資料により、宮崎市周辺のだいこんの生産、出

第5表 宮崎東諸県地区の秋冬だいこん生産量および出荷量

	作付面積	生産量	出荷量	左のうち青果だいこん出荷量	同左、出荷量に対する割合
	ha	トン	トン	トン	%
昭和50年	564	25,600	(24,320)	0	-
51	655	37,200	(35,340)	0	-
52	881	49,700	(47,215)	3,735	(7.9)
53	718	38,340	(36,423)	6,525	(17.9)
54	855	44,700	(42,503)	5,290	(12.4)
55	901	40,140	38,556	7,560	19.6

注(1) 宮崎県調べの資料により作成。

(2) 出荷量の()内は、生産量の95%と推定して算出。

第6表 宮崎東諸県地区の指定消費地域への青果だいこん出荷先別出荷量

(単位:トン)

出荷先 年次	京 浜	京 阪 神	北 九 州	宮 崎	そ の 他	計
昭和53年	1,306 (26.3)	2,442 (49.2)	80 (1.6)	288 (5.8)	845 (17.0)	4,961 (100)
昭和54年	1,514 (32.9)	2,400 (52.1)	46 (1.0)	229 (5.0)	414 (9.0)	4,603 (100)

注. 宮崎県調べによる。()内は割合, %.

荷についての概況を見ることにしよう。

まず第一に注目されるのは、K町を含む宮崎市周辺のだいこんの生産、出荷が最近急速に増大しつつあるということである(第5表参照)。

第二に注目されるのは、そのなかで、青果だいこんの出荷量が絶対的にも相対的にも増大しつつあるということである(同じく第5表参照)。このように、この地域において青果だいこんの地位が躍進しつつあるからこそ、例えば、K町のように、青果だいこんが農業組生産額の第一位品目に位置するとみられる結果が生じているのである(前掲第4表参照)。なお、宮崎市周辺の青果だいこんの主たる出荷先は、京阪神および京浜地域となっている(第6表参照)。

さて、K町において部落農事組合を部落会から分離する必要があったのは、K町の農業生産、特にだいこん生産が盛んになって、部落会の農業関係の仕事量が増加したからではないか。このように考えながら、K町を含む宮崎市周辺のだいこんの生産、出荷の概況について見てきたのであった。ところで、部落農事組合の部落会からの分離を、

部落農事組合の復活と捉え、この復活を可能にした条件は何か、というように問題を立て直してみるとどうなるか。つぎのように考えてよいのではないか。つまり、輸送園芸品目だけでなく、だいこんなどの都市近郊型の野菜までも、中央大都市から遠隔地に移動しつつあり、その結果、宮崎市周辺を中心として青果だいこんの産地形成が行なわれ、切干だいこんの産地という、この地域のかつてのイメージを少なからず改変しつつある。こういう条件が背景にあって、K町における部落農事組合の復活が可能となったのではないか。

ここまでのべてきたところで、M農協の農事組合復活運動に話を戻すことにしよう。そして、K町T部落で行なった調査に依拠しながら、農協の指導による農事組合の復活に関し、部落共同体の側がこれにどのように対応したかについて検討することにしよう。

(三) 部落農事組合の復活と部落共同体

T部落は、農協の参事がこの部落の出身であるという事情もあって、農事組合の分離に率先して協力することになった、という。なお、T部落で部落会と農事組合の分離が行なわれたのは昭和五五年四月のことである。

前にものべたが、農事組合の分離とはいっても、正しく

《ノート》 農協と部落組織

第7表 K町T部落における農事組合分離
前の部落役員

役職	人(人)	兼務すべき役職
区長	1	公民館長、農事組合長
区代理	1	
体育部長	1	
休長 ¹⁾	4	
班計	7	

注. 1) 部落は4班に分れる。各班から1人班長を選ぶ。

は、名目的な組織であった農事組合が、実体をもつ組織として復活するのである。では、農事組合の復活にさいし、部落共同体の側ではこれにどのように対応したか。そこで、農事組合の復活に伴う部落共同体の組織構成の変化を検討しながら、部落共同体の側の対応について考えてみることにしよう。

まず、第7表と第8表を対比してみよう。そうすると、農事組合の復活に伴い、部落共同体の組織構成にどういう変化が生じたかがわかる。

変化の第一点は、農事組合の復活により、部落の役員数が、実員で数えて七人から一二人に増加したということである。

これは、部落内農家の立場からいえば、部落共同体の公的な仕事のために、今までより多くの時間を割かねばならなくなった、ということの意味する。

部落内の個々の農家にしてみれば、公的な仕事

第8表 K町T部落における農事組合分離後の部落役員

役 職	人 員 (人)	兼 務 す べ き 役 職
1. 部 落 会		
区 長	1	会計係, 体育部長, 公民館長
区 長 代 理 ¹⁾	(1)	
班 長	4	
監 査 委 員	2	農事組合監査委員
計	7	
2. 農 事 組 合		
組 合 長	1	農事組合会計係, 農協だいこん部会長
組 合 長 代 理 ²⁾	(1)	
農 事 組 合 班 長 ³⁾	4	
計	5	

注. 1) 班長4人の中から選ぶ.

2) 農事組合班長4人の中から選ぶ.

3) 部落会の班長とは別に選ぶ.

の負担が増えるのはありがたい話で、だから、農事組合の復活をためらう気持があつたかもしれない。ところが、最近、青果だいこんの生産が盛んになって、部落内にいちじるしく活気を生じたことが、農事組合の復活にかかわる部落内農家のためらいを払拭するのに大いに役立ったのではないか。

ちなみに、宮崎東諸県地区が秋冬だいこんの指定産地となつたのは昭和五年二月のことであり、T部落において農事組合が復活したのはその二カ月後のことである。二つの出来事の間には、右にのべたような意味で密接な関連があると、見てよいかもしれない。

もっとも、農事組合の復活に踏み切れないでいる集落が、K町二九集落のうち、まだ九集落あることから、右にのべた農家のためらいは、所によつては相当に強い、と見ることもできる。つぎに、農事組合の復活に伴う部落共同体の組織構成の変化の第二点について見ることにしよう。それは農事組合長が農協だいこん部会長を兼務する、というとりきめがなされたことである。ついでにいえば、だいこん部会長の仕事内容は、だいこん種子や肥料の斡旋、農協の技術指導の集まりや、年三回開かれる座談会の準備などである。

ところで、農事組合長がだいこん部会長を兼務するということは、組織論からいえば、農事組合という部落組織と、だいこ

ん部会という農協組織とを合体させる、ということの意味している。

この組織合体の話は、恐らくは農協の方から部落にちたし
たもので、農協の意図は、部落組織と農協の作目別部会（さし
あたりはだいいこん部会）とを合体させ、それによって農協の経
営基盤を強化する、ということにあったのであろう。そして、
結局のところ、この組織合体の話は、部落の側からも容認され
ることになったのだと思われる。

組織合体については、二つの組織の構成員が現状において全
く重なり合うのではない、という点に留意しておく必要がある。

これをT部落のばあいについて見ると、農事組合は、非農家
を除く農家四一戸全員の組織である（他のどの部落も、農事組
合は農家全員の組織である）。しかし、農協のだいいこん部会に加
入しているのは、そのなかの

農協作目別部会	加入戸数 (戸)
だいいこん部会	30
きゅうり	8
みかん	3
肉用牛	30

注. 昭和56年9月現在.

入しているのは、そのなかの
三〇戸である（第9表参照）。
つまり、農事組合の構成員で
あってだいいこん部会に加入し
ていないという農家が一一戸
ある。これらの農家からみれ
ば、二つの組織の合体により、
自分たちと関係のないだいい

ん部会の活動が農事組合の名によって行なわれることになる。

こういう問題が生じるのは、農事組合とだいいこん部会がそれ
ぞれによって立つ原理が異なる組織で、だから二つの組織を合体
させるということがそもそも不都合な話だからではないか。

その答を農協の側からいえば、少しも不都合なことはいない。
農事組合とだいいこん部会は、どちらも同じく農家の組織であり、
また、どちらも同じく農家の利益のためにつくられる組織であ
る。つまり、二つの組織は同じく職能の原理によってつくられ
ているから、これを合体させることに何の不都合もない。

しかし、部落の側からいえばどうであろうか。実は部落の側
でも、不都合ではないと考えたから、組織合体の話を容認した
のであろう。しかし、なぜ不都合ではないのか。農事組合は、
確かに一面では職能の原理によってつくられる組織であるが、
同時に他面では部落共同体の原理によってつくられている組織
である。よって立つ原理の異なる組織を合体する、というのは
不都合ではないのか。

部落の側が、それでも不都合ではないと考えたのは、ひとつ
には、部落の農家全員ではないにせよ、部落内のかなり多数の
農家が農協だいいこん部会に加入している、という事情を考えて
のことであろう。T部落についていえば、農家四一戸のうち三
〇戸がだいいこん部会に加入している。これは決して少ない数で

はない。

この点に關し、一般的にいえば、もともと部落には（K町の部落に限らず）、成員の相当多数の生産、生活に共通にかかわる事柄であれば、それを部落という公の名によって処理してよい、という不文律があるように見える。ただし、この不文律にしたがつて事が処理されるのは、右の多数に含まれない少数者の了解がえられ、したがって、部落共同体の全員一致の原理に抵触しないと判断されるばあいであろう。

ともかく、K町の部落では、部落の当事者は、全員一致の原理の準則ともいふべき、右にのべた部落の不文律を適用すれば、農事組合とだいいこん部会との合体の話を抵抗なしに受け入れることができる、と考えたのであろう。なぜならば、だいいこん部会の活動を、部落内でそれに参加する農家が多数であることから、部落の名で行なわれる諸活動のひとつとみなしうるからであり、したがって、この活動を行なう組織体を、実際にはそれは農協の組織であるにせよ、あたかも一種の部落組織であるかのようにみなしうるからである。

つぎに、部落の側が二つの組織の合体に不都合はないと考えたもうひとつの理由は、だいいこんの作付面積の小さな農家も、作付面積の大きな農家と同様に、だいいこん部会への自由な加入が認められるからであろう。例えばT部落についていえば、農

第10表 K町T部落におけるだいいこん作付農家の作付規模別戸数

作 付 面 積	戸 数 (戸)
30アール未満	6
30～50	10
50～70	6
70～100	5
100アール以上	1
計	28

注、昭和56年1月調べ。

事組合の構成員のなかにだいいこん部会にまだ加入していない農家が一一戸あるが、これらの農家も、作付面積は小さくても、ともかくだいいこんを作れば、だいいこん部会に加入できることになる。

これは部落共同体の門戸開放の原理（成員に対する）にかなっている。したがって、部落当事者としては、なおさらのこと、だいいこん部会を一種の部落組織であるかのようにみなすことができることになる。

T部落で行なつた農家悉皆調査（昭和五六年一月）によると、農家のだいいこん作付規模は、最小は二アールから最大は一三五アールまでとかなり分散している（第10表参照）。

このように作付面積に大小の差があるにせよ、だいいこんを作っていれば、どの農家もだいいこん部会への加入が許されている。

実は、だいこんという作物は、施設野菜のように資本を多く投入しないでも、必要な労働力がありさえすれば生産が可能であり、したがってまた、作付面積の大きな農家と小さな農家との間に格段に生産力の差を生じない。だから、農協の立場からしても、だいこん部会の門戸を開放するのは、理にかなったことなのである。

さて、部落共同体としては、農協の指導を受け入れ、農事組合を復活させたうえで、さらに農事組合長による農協だいこん部会長の兼務をも容認することとなるのであるが、こういう対応のし方の根底にある考え方は、およそ右のべてきたようなもの、と見てよいと思われる。

要約していえば、農事組合を復活させたのは、部落における最近の農業生産、とくにだいこん生産の進展を考へてのことであり、また、農事組合長による農協だいこん部会長の兼務を認めたのは、農協だいこん部会が、これに部落内農家の多数が加入しており、かつ部落内農家のすべてに対して門戸が開放されているという二つの点で、部落共同体の原理に適合的な組織であったからであらう。

注(一) 九州農政局編『耕地一〇アール当たり生産農業所得の市町村順位表——昭五四・九州——』(昭和五六年)による。

(2) K町における農業粗生産額上位五品目の順位の変化を見ると、昭和四五年には、米が第一位で、以下、きゅうり、だいこん、みかん、肉用牛となっていた。五年には、だいこんが第一位で、以下、米、きゅうり、葉たばこ、肉用牛の順になっている(九州農政局編『同右』による)。このように、一〇年前には第三位品目であっただいこんが、現在では第一位品目に躍進していることから、K町の農業生産の伸びに少なからず寄与しているのは、だいこんである、と推定しうることとなる。

(3) 宮崎県のだいこんは秋冬だいこんが主体である。なお、九州地域のだいこんは、春どりは福岡、夏どりは熊本、秋冬どりは宮崎、というように「作型分化が進んでいる」(香月敏孝「九州における野菜の生産と流通」、農業総合研究所九州支所『研究資料』第三七号、一一頁)。

宮崎県の秋冬だいこんは、販売の段階で見ると、青果だいこん(生食用だいこん)、切干だいこん、漬物だいこんの三種に分れる。これを品種別に見ると、漬物だいこんは別の品種である。しかし、青果だいこんと切干だいこんは同じ品種であって、生産者は、価格を見くらべながら、青果用に向けるか、それとも切干用に向けるかの選択を行なうのである。